

令和3年8月10日 美郷町農業委員会会議録

令和3年8月10日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	木村とも子
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	鈴木敏夫
8番	細井千代文	17番	高橋正尚
9番	井関一良		

本会委員出席者 17名

2. 欠席委員は次のとおり

なし

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 3 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 3 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第 3 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

追加日程

- 第 1 議案第 3 3 号 農地の取得等に係る別段の面積の設定について

会長 高橋 正尚 午前 1 0 時 1 6 分本委員会の閉会を告げた。

令和3年8月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年8月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前10時16分
5. 議事録署名委員 9番 井 関 一 良
10番 山 田 貞 子

- 議 長 それでは、ただ今から令和3年第8回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、9番、井関委員、10番、山田委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第29号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第29号、申請番号20番について議案書をもとに朗読、説明 】
賃貸借権1件です。
申請番号20番、六郷地区の田2筆、6,049㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで基盤強化法で賃貸借契約しておりましたが、契約更新を機に、今回からは農地法第3条で契約するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号20番の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第29号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号20番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号20番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号20番については、原案のとおり

決しました。よって、日程第2、議案第29号については、原案のとおり許可決定いたします。

●議長 長 次に、日程第3、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第30号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第30号、申請番号7番から8番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号7番、六郷地区の畑1筆、1, 136㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は、申請地の隣接地で共同住宅を営んでいます。入居者の車の所有台数が増えてきたことから、既存の場所では手狭となり、駐車場の新設を計画しました。面積は駐車スペースが527.91㎡、通路・雪捨て場・緩衝地が608.09㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地取得費は〇〇〇円です。当該地は第3種農地で、農地法施行規則第44条第3号にあります「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること」とあり、この場所は第一種中高層住居専用地域になります。この案件の詳細につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5ページに公図を添付しております。

申請番号8番、千畑地区の田1筆、1, 646㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。畑屋中央地区農地集積加速化基盤整備工事の資材置場及び仮設作業ヤードとしての一時転用です。面積は1, 646㎡の内、1, 040㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地借上費は〇〇〇円です。期間は令和3年8月16日から令和3年12月10日までです。当該地は農用地区域内農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号にあります「申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること」に該当すると判断しております。この案件の詳細につきましては、6ページに位置図、7ページに配置図、8ページに公図を添付しております。以上です。

●議長 長 議案第30号について、事務局より説明が終わりました。

●議長 長 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。

6番委員 申請番号7番について調査の報告をいたします。7月29日午後1時半頃、受人〇〇〇さん立ち会いのもと、中野委員と事務局職員とともに、現地を確認しました。調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。

15番委員 申請番号8番について調査の報告をいたします。7月30日午後2時頃、現地にて受人の〇〇〇さん立ち会いのもと、奥山委員、事務局職員とともに確認しました。原状復帰を約束し、調査項目に従い聴き取り調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。

●議長 長 それでは、これより審議を行います。申請番号7番と8番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議長 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号7番と8番については、原案のと

おり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号7番と8番については、原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第30号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第4、議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第31号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第31号について、申請番号66番から71番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号66番、六郷地区の田1筆、1,000㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢で、後継者も就農しないことから、これまで耕作していた方へ農地を売買するものです。10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は8月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

続きまして貸借権設定です。

申請番号67番、千畑地区の田3筆、14,150㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業により、7月総会の基盤強化法で〇〇〇さんから秋田県農業公社へ所有権移転したものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は4年間です。4年後に残金を支払って受人へ所有権移転します。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号68番、仙南地区の田3筆、11,605㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号69番、六郷地区の田1筆、1,350㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。トラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、籾摺りは委託しております。

申請番号70番、六郷地区の田4筆、4,489㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号71番、六郷地区の田1筆、5,283㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。トラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、籾摺りは委託しております。

申請番号66番から71番までの6件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

- 議 長 議案第31号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号66番から71番についてですが、申請番号71番は本人案件ですので、まずは申請番号66番から70番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号66番から70番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号66番から70番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号71番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時13分

- 議 長 それでは、申請番号71番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号71番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号71番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時14分

- 議 長 それでは、日程第4、議案第31号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第5、議案第32号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第32号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第32号について、申請番号191番について議案書をもとに朗読、説明 】
農地中間管理事業による貸借権設定1件です。
申請番号191番、六郷地区の田4筆、5, 934㎡、出し手は○○○さんです。総額○○○円で、受け手は○○○さんです。期間は本年9月1日から令和8年8月31日までの5年間です。
申請番号191番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第32号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時16分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時21分

- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号191番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号191番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号191番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第32号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時21分
【追加日程・議案配布】
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時26分

- 議 長 ただいま配布しましたとおり、追加議案を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。
- 議 長 追加日程第1、議案第33号農地の取得等に係る別段の面積の設定についてを上程し、議題といたします。議案第33号について事務局より説明願います。
- 事務局長 【 議案第33号について、議案書をもとに朗読、説明 】
農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めるものです。農地法施行規則第17条第2項により、美郷町全域で、美郷町農業委員会の指定を受けた宅地に付属した農地について、別段の面積を0.1アールとするものです。
農地法第3条に基づく許可申請があった場合、農業委員会では、申請者の経営面積が、権利取得後に50アール以上にならないと許可できない、下限面積が定められております。
この下限面積については、必要に応じて別段の面積を設定することができることとなっており、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めるものです。
なお、宅地に付属した農地の指定等につきましては、「美郷町宅地に付属した農地の別段の面積取扱基準」を定め、申出があった際に総会で審議、決定することとなります。以上です。
- 議 長 議案第33号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。議案第33号について質疑を行います。質疑ございませんか。

- 2番委員 別段の面積の設定で、宅地に付属した農地限定で0.1アールとありますが、0.1アールより大きいといいのか、小さいといいのか。
- 事務局長 0.1アール、つまり10㎡以上の面積について対象となるということになります。
- 2番委員 そうすれば、何ら農地を持たない人が、10㎡以上の宅地に付属した畑など取得できるということですね。
- 事務局長 はい。
- 2番委員 わかりました。
- 議長 ほかに質疑ございますか。
- 4番委員 これは申請があった時点で審議して指定するということですね。
- 事務局長 はい。
- 4番委員 わかりました。
- 議長 長 暫時休憩します。 午前9時30分
- 議長 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前10時16分
- 議長 長 ほかに質疑ございますか。
【 「なし」との声あり 】
- 議長 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第33号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議長 長 ご異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第33号については原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議長 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議長 長 これをもちまして、令和3年第8回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前10時16分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年8月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 井 関 一 良

議事録署名委員 山 田 貞 子